

第4期戸田市地域福祉計画
【平成30年度～平成34年度】

平成30年3月
戸田市

やわらかに響きあう

～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田（まち）～



近年、高齢化や住民同士のつながりの希薄化など、地域社会の課題は大きく、問題も複雑化・多様化している現状があります。そのような中、国においては、平成29年6月に社会福祉法を改正し、どんな人も地域で共に幸せに暮らせる社会を目指し、多様な支援が包括的に提供できる体制を構築することを目標に掲げました。

本市は、現在は平均年齢40.2歳の若い市であり、人口もこの30年間増加し続けていますが、今後急速な高齢化が予測されており、住民が他人事を我がこととして捉え、お互いに助け合い、支え合う、地域力の向上はますます重要になってきています。

そのため、今回の第4期地域福祉計画では、基本施策 ①地域で支えあうまちづくり ②福祉サービスの充実したまちづくり ③社会福祉協議会との連携 を3つの柱として、それぞれ市民・行政・社会福祉協議会が主体となる、具体的な取組みを提案いたしました。この計画をもとに、より一層住民との協働による地域福祉の推進を図り、安心して暮らせる、ホッとする戸田を実現してまいります。

結びに、本計画策定のため、ご審議いただきました戸田市福祉施策審議会の皆様、「車の両輪」として計画を推進する戸田市社会福祉協議会の皆様、そのほか貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

戸田市長 神 保 国 男

目次

第1章	はじめに	1
1-1	地域福祉とは.....	1
1-2	地域福祉計画の法的位置づけ.....	2
1-3	地域福祉計画の目的.....	3
1-4	地域での支えあい.....	4
1-5	計画の期間.....	5
1-6	第4期地域福祉計画策定体制.....	5
第2章	前期計画の取組み内容と市の現状	6
2-1	前期計画の取組み内容.....	6
2-2	前期計画の総括.....	8
2-3	人口・世帯等の状況.....	8
2-4	アンケート調査結果の概要.....	11
2-5	地域福祉を取り巻く戸田市の現状.....	24
第3章	第4期計画の基本理念・将来像・基本施策	25
3-1	地域福祉の基本理念.....	25
3-2	5年間のテーマ.....	25
3-3	基本施策.....	26
3-4	施策の流れ.....	27
第4章	施策の方向性	28
基本施策1	地域で支えあうまちづくり.....	28
基本施策2	福祉サービスの充実したまちづくり.....	30
基本施策3	社会福祉協議会との連携.....	34
第5章	地域福祉推進体制の整備	37
5-1	計画の進捗管理・評価体制と実行性の確保.....	37
5-2	目標設定.....	38

資料 1	戸田市福祉施策審議会条例.....	39
資料 2	戸田市福祉施策審議会委員名簿.....	41
資料 3	用語解説.....	42

- 本文中では、「障がい」と「障害」の2種類の表記を使用しています。法律や制度に基づく名称、引用文などは「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。
- 語句の末尾に*印のあるものは、巻末の「用語解説」で説明いたします。

第1章 はじめに

1-1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、市民、市内で活動する団体・組織、福祉サービス事業所、行政などが有機的なつながりを持って、お互いに助けあい「顔の見える関係」をつくりながら、共に生き、支えあう社会を実現し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくための仕組みです。

「福祉」という言葉は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など特定の人のためのものという限定的な意味合いが強くありました。しかし、異次元ともいえる高齢化の進行、単身世帯の増加や未婚率の上昇など、地域でのつながりの希薄化が問題になっている現在は、だれでも福祉、丸ごと福祉の時代に入ってきていると言えます。

一方、地域包括ケアシステム*の構築、「地域共生社会*」の実現や「我が事丸ごとの地域づくり*」などの施策により、これから地域でできることは地域でという考えが加速していくと考えられています。

全国的な少子化のなか、本市は人口が増え発展を続けていますが、待機児童などの問題とともに、今後の急速な高齢社会の到達は避けられません。

これから福祉は、子どもから高齢者、障がい者を分け隔てなく包括的に支援する取り組みが必要とされています。

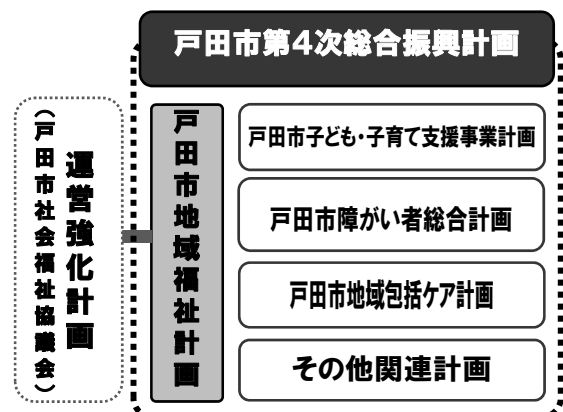
例えば・・・

介護・育児の両立	障がいを持った子どもと、その親の高齢化	80代の親と引きこもりの50代の子	生活に困窮する人の自立支援
----------	---------------------	-------------------	---------------

このような、課題や問題が複合化するケースが目立ってきており、地域住民が他人事を我が事として主体的に取り組む仕組みや包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。

地域の人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことがより一層求められています。

■関連計画との整理イメージ



1-2 地域福祉計画の法的位置づけ

「地域福祉計画」は社会福祉法の第107条を根拠とする計画です。

少子高齢・人口減少という、我が国全体で抱える問題を背景に、複合化する課題を抱える個人や世帯に対する支援や、「制度の狭間」の問題など、既存の制度で解決が困難な課題に対応するため、地域の力と公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し平成29年6月に社会福祉法が改正されました。

法改正に伴い、地域福祉計画は、福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めるなど、法的位置づけに変化がありました。

(参考) 改正社会福祉法より抜粋(平成30年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(新)第2項(要約)

地域住民は、福祉サービスを必要とする地域住民・世帯が抱える

- ①福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題
- ②福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

以上①及び②を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制*の整備)

(新)第106条の3(要約)

市町村は、以下の事業の実施等を通じ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(※他人事を「我が事」に変える)

- ①・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者への支援
 - ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
 - ・地域住民等に対する研修の実施など地域福祉を推進するために必要な環境の整備

(※地域で「丸ごと」受け止める)

- ②・地域住民等が、自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う
 - ・必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

(※包括的な体制整備)

- ③・生活困窮者自立相談者支援事業者等が、地域生活課題を解決するために、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う事業

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（※総合相談支援体制等）
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事項に関する事項（※包括的な支援体制の整備・生活困窮者自立相談支援事業等）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともにその内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-3 地域福祉計画の目的

地域福祉計画とは、その名のとおり、「住んでいる地域」の「福祉」についての取り組みを定める計画です。また、地域における福祉活動として、同じコミュニティに住む住民同士が助けあいや支えあいにより、加えて、必要な福祉サービスを利用することにより、快適に住むことができる環境を創り出すことといえるでしょう。

しかし、近年においては、孤立死や、老老介護などをきっかけとする高齢者虐待、子育て不安など、地域で解決すべき課題が表面化しています。こうした背景に加え、本市でも、住民の転出入の多さなど、地域コミュニティを維持していくうえでの課題がある一方、地域が担う役割の重要性は年々増してきているといえます。

そのため、住民との協働による地域福祉の推進、住民が安心して暮らせる環境、地域コミュニティの発展・創出を図ることを目的として、本計画を策定するものとします。

また、地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。そのため、地域福祉計画に盛り込むべき事項と他の計画とで重なる部分については、その既定の計画の一部

をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるようになりました。したがって、個々個別の細かい事業については、その他の計画との重複を避けるため、今回の計画には具体的に事項を記載しておりません。

1-4 地域での支えあい

地域で安心して生活していくためには、住民、ボランティア、事業者など様々な主体が力を合わせて、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに支えあい、助けあうことが大切です。福祉分野においても与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、行政などのサービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

具体的には、「他人事」になりがちな地域課題の把握及び解決を地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていく必要があります。

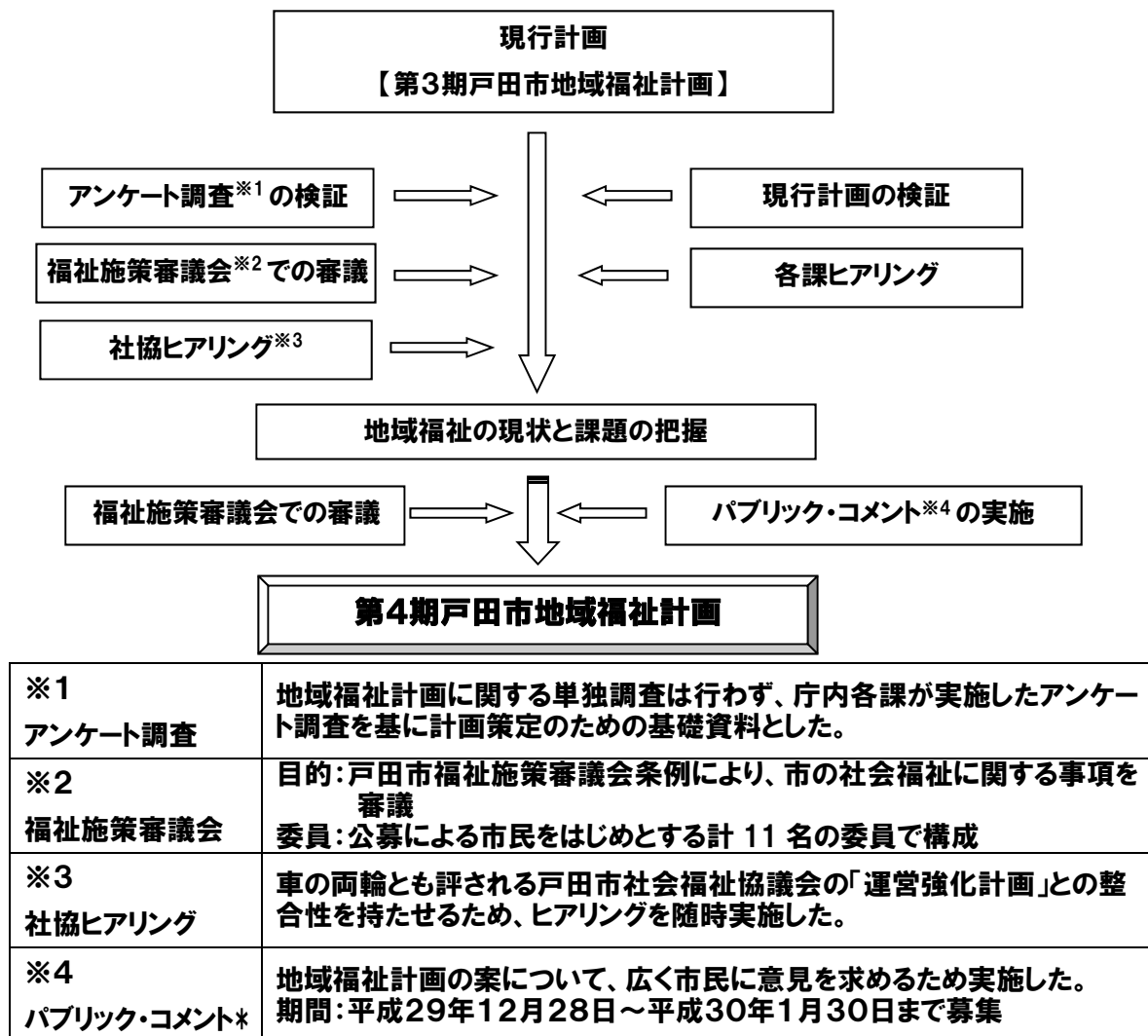
1-5 計画の期間

第4期地域福祉計画の期間は平成30年度から平成34年度の5か年とします。



1-6 第4期地域福祉計画策定体制

本計画は、以下の取り組みにより、各関係者等の意向を把握して策定しました。



第2章 前期計画の取組み内容と市の現状

2-1 前期計画の取組み内容

平成25年度から平成29年度までにおける第3期地域福祉計画は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、「顔の見える関係」をつくり、ともに生き、支えあう社会を実現することを目標に5つの基本方針と3つの基本施策を定めました。この項目では3つの基本施策についての進捗状況について主なものを抜粋しました。

基本施策 1) 地域で支えあうまちづくり

できたこと

上戸田地域交流センターをはじめとした公共施設の整備、子育て世代や児童生徒の居場所づくり、避難行動要支援者の登録やNPO*に対する活動支援を実施

基本施策 2) 福祉サービスの充実したまちづくり

できたこと

障がい者支援施設（にじの杜）の開設、市内4か所に地域包括支援センターを設置、地域包括ケアシステムの開始、市ホームページや市スマートフォンアプリを活用した子育てや福祉に関する情報発信、生活困窮者に対する相談支援体制の整備、コミュニティバスの運行や自転車走行レーンの整備

基本施策 3) 社会福祉協議会との連携

できたこと

社会福祉協議会支部によるサロン活動、リズム体操など子育て・高齢者に対する事業、災害ボランティアセンター設置マニュアルの整備と訓練、「あんしんサポートネット」の利用促進と権利擁護制度の周知の実施

番外編) 第3期地域福祉計画における重点プロジェクト

できたこと

福祉まちづくり市民会議では、市民委員を中心に重点プロジェクトについて検討を重ね、「一斉防災行動訓練の実施」と「孤立をなくそう～子どもから高齢者までの居場所づくり」の2つのテーマについて『市民提言書』を策定、市民が主体となった取り組みの実践

参考：前期計画関係図

第3期地域福祉計画では課題の抽出を行い、見つかった課題を踏まえ設定した基本方針と、基本方針推進のため設定した基本施策の関連、市民会議で提案されたプロジェクトを中心に設定した重点プロジェクトと基本施策との関連は以下のとおりです。



2-2 前期計画の総括

第3期計画の総括として、計画内の各々の施策は行われているものの、横の連携が十分でないところや、計画が細分化されすぎて、地域福祉計画という大きな枠組みから比較すると施策の規模が小さくなってしまい、進捗管理が難しい形になっているものがありました。第4期計画では、これらを解消するため地域福祉に関して戸田市の目指すべきすがたを反映させた計画立てを行います。

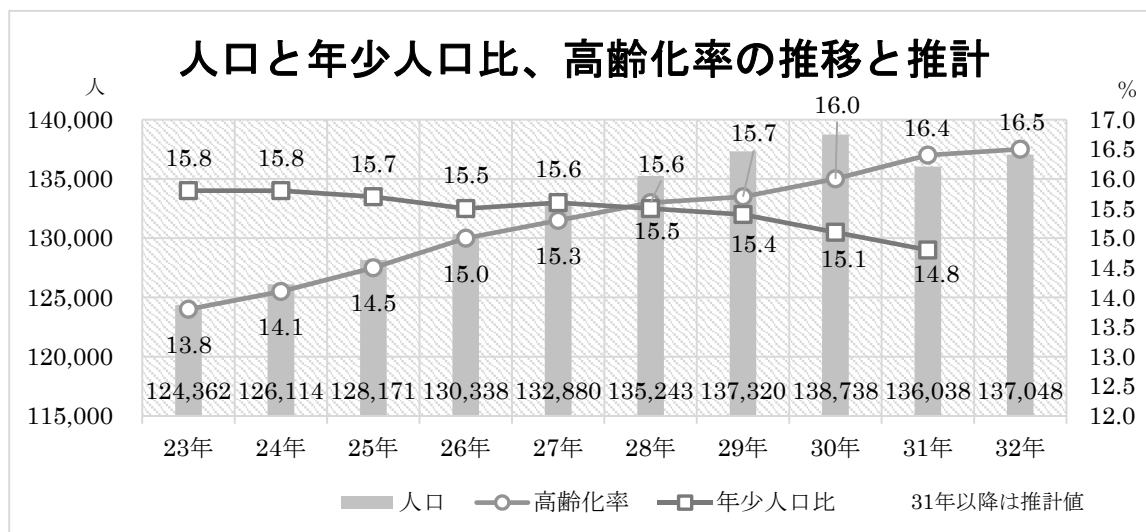
2-3 人口・世帯等の状況

人口統計等(福祉総務課作成)

- 人口と年少人口比、高齢化率の推移と推計
- 人口動態の推移
- 要介護認定者の推移
- 生活保護世帯と保護率の推移
- 障害者手帳所持者の推移
- 国民健康保険一人当たりの医療費

① 人口と年少人口比、高齢化率の推移と推計

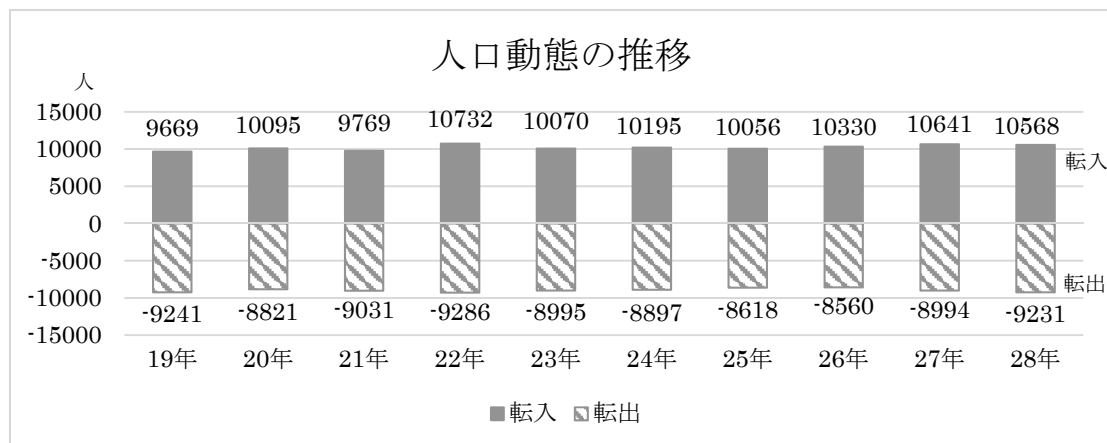
資料：人口は統計とだ1月1日現在、推計は総合振興計画、年少人口推計は子ども子育て支援事業計画より作成



平成23年から平成30年まで、本市の人口は一貫して増加傾向にあります。高齢化率（総人口に占める65歳以上の人の割合）が、平成28年に年少人口（総人口に占める15歳未満の人の割合）を上回っています。平成31年以降は過去の推計値を使用しているため、現在の人口よりも低くなっています。

② 人口動態の推移

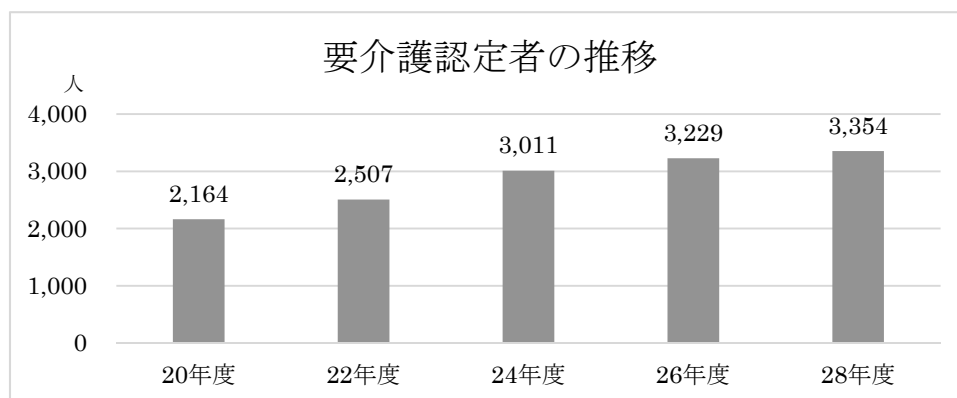
資料：住民異動月報（市民課提供）より作成



人口動態の推移を見ると、各年度とも転出数よりも転入数が上回っています。また、転入が1万人前後、転出が9,000人前後と、転出入の多いまちです。

③ 要介護認定者の推移

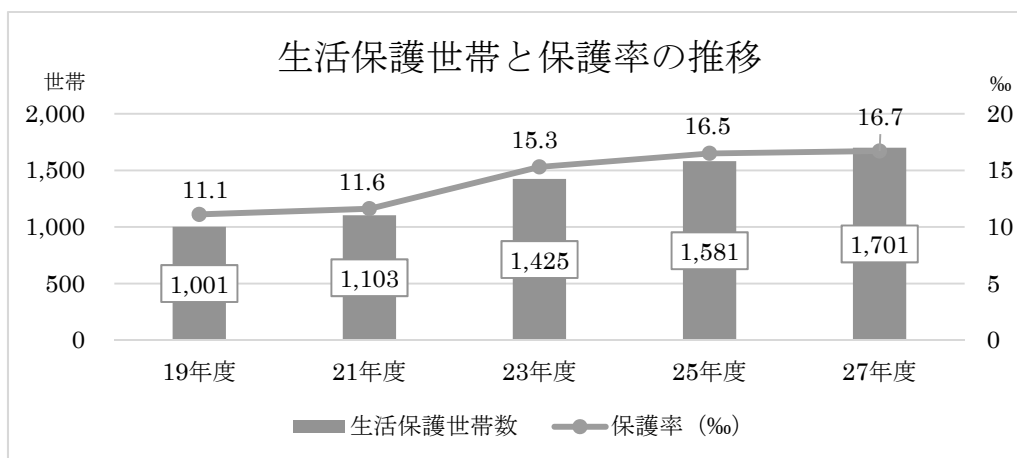
資料：各年度3月末現在の要介護認定者（長寿介護課提供）より作成



要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあり、平成20年度に比べ平成28年度時点では約1.55倍となっています。

④ 生活保護世帯と保護率の推移

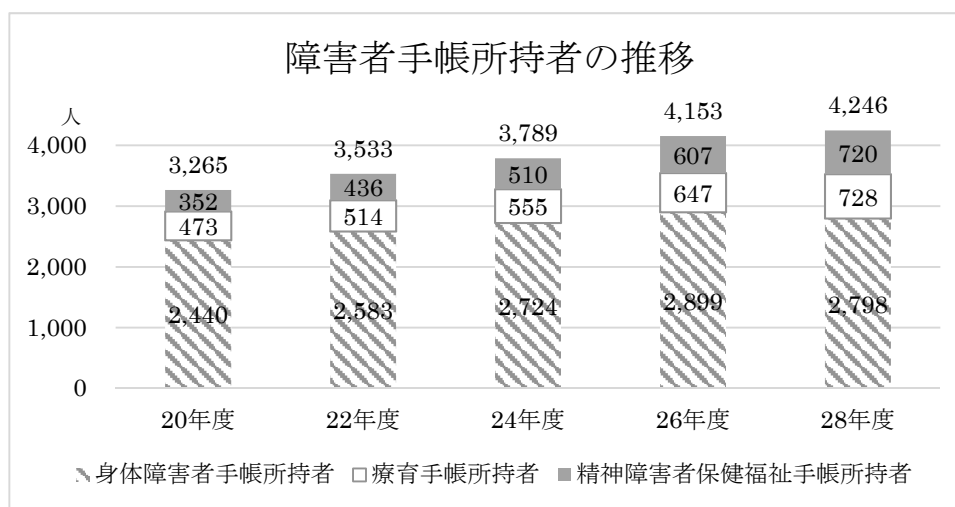
資料：市統計の各年度月平均より作成



生活保護世帯と保護率の推移を見ると、平成19年度に比べ平成27年度時点では保護世帯、保護率ともに増加しています。

⑤ 障害者手帳所持者の推移

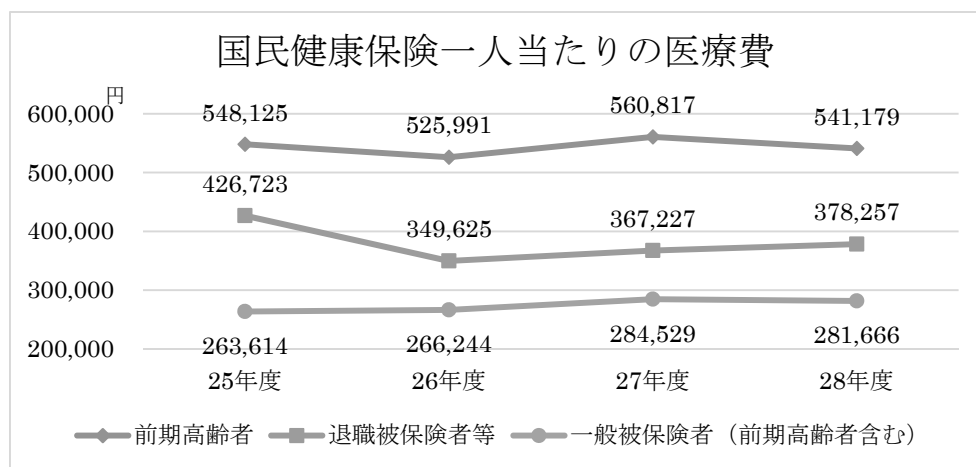
資料：統計とだより作成



障害者手帳所持者は平成20年度に比べ平成28年度時点では増加しており、特に精神障がい者が増加しています。

⑥ 国民健康保険一人当たりの医療費

資料：保険年金課 HP より作成



市国民健康保険の一人当たり医療費は、前期高齢者（65歳以上75歳未満）が高く、県内で最も高くなっています。（平成24年度～平成28年度）

2-4 アンケート調査結果の概要

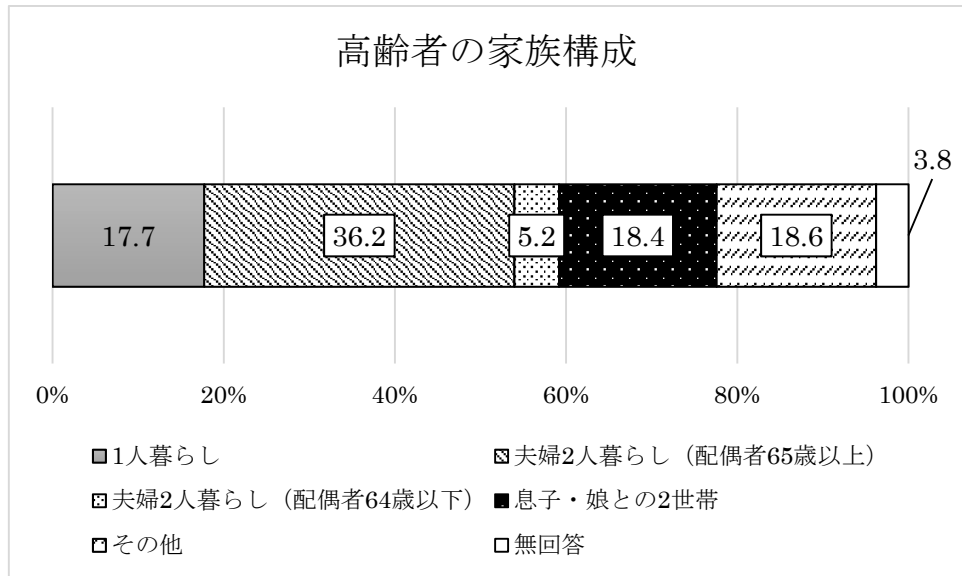
市民を対象に庁内の各所属が行ったアンケート調査について概要を掲載します。今回の第4期計画策定に向けて個別のアンケート調査は実施せず、庁内の各所属が実施している多数のアンケートを抽出して分析を行いました。

抽出アンケート等一覧

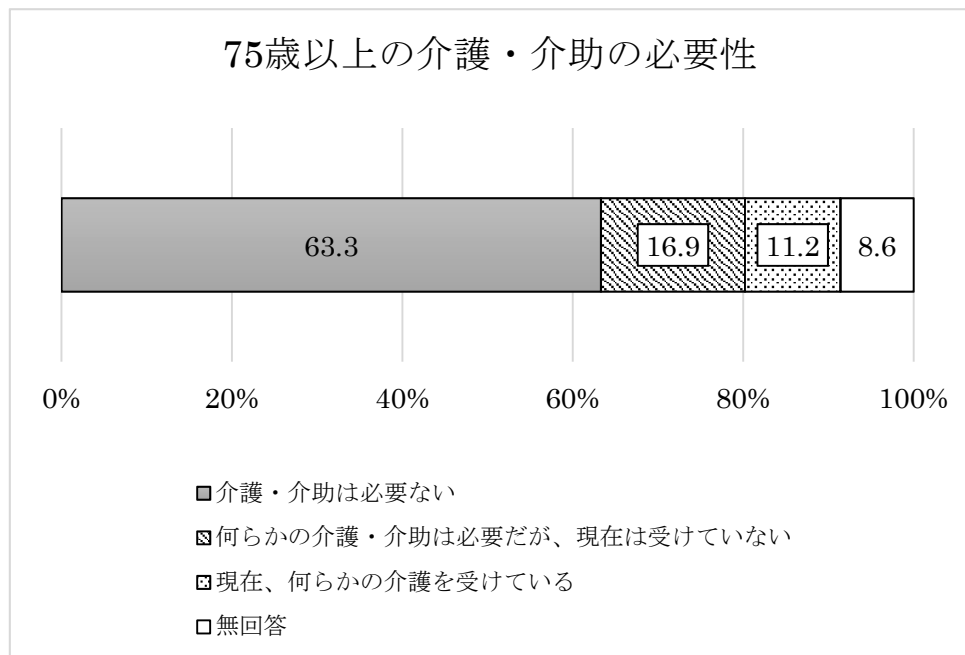
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(長寿介護課 H29.3)
- お住いの地域に関するアンケート調査(協働推進課 H28.3)
- 協働のまちづくりに関する市民意識調査(協働推進課 H28.2)
- 戸田市市民意識調査(経営企画課 H27.3)
- 男女共同参画に関する市民意識調査(協働推進課 H29.9)
- 障がい児・障がい者にかかる計画作成のためのアンケート(障害福祉課 H29.8)
- 保育所数・入所児童数と待機児童数の推移

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

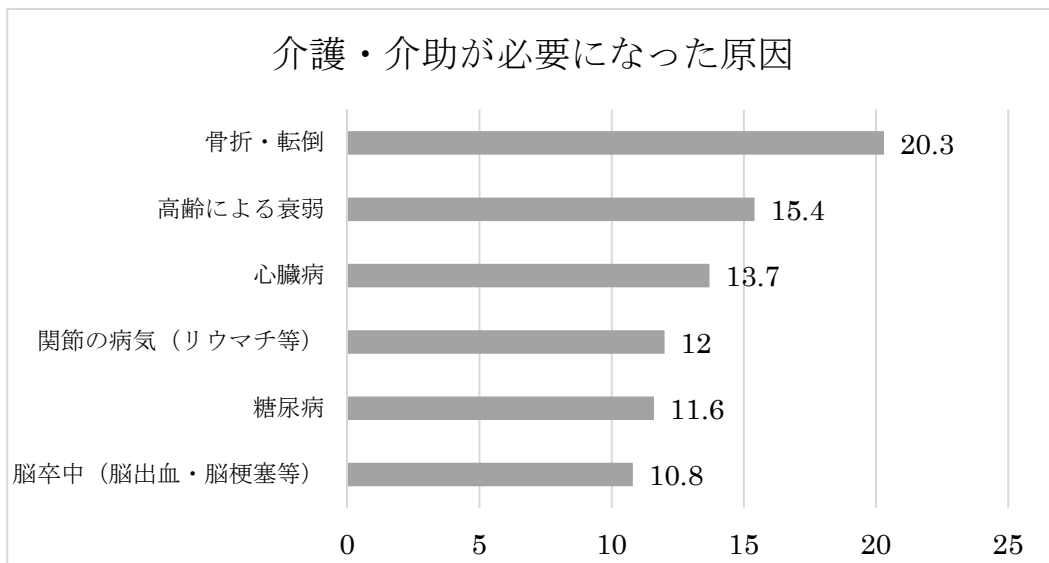
65歳以上の市民 2,323 人を対象、有効回収数 1,455 人、回収率 62.6%



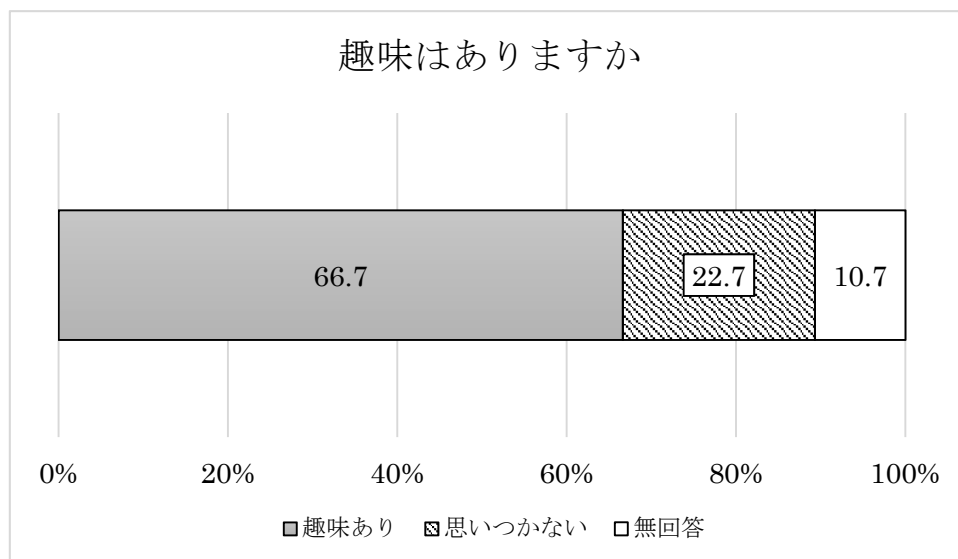
・(家族構成) 高齢者の家族構成は、「夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)」が最も多くなっています。「1人暮らし」が17.7%で、3年前の調査より2.8ポイント増えています。



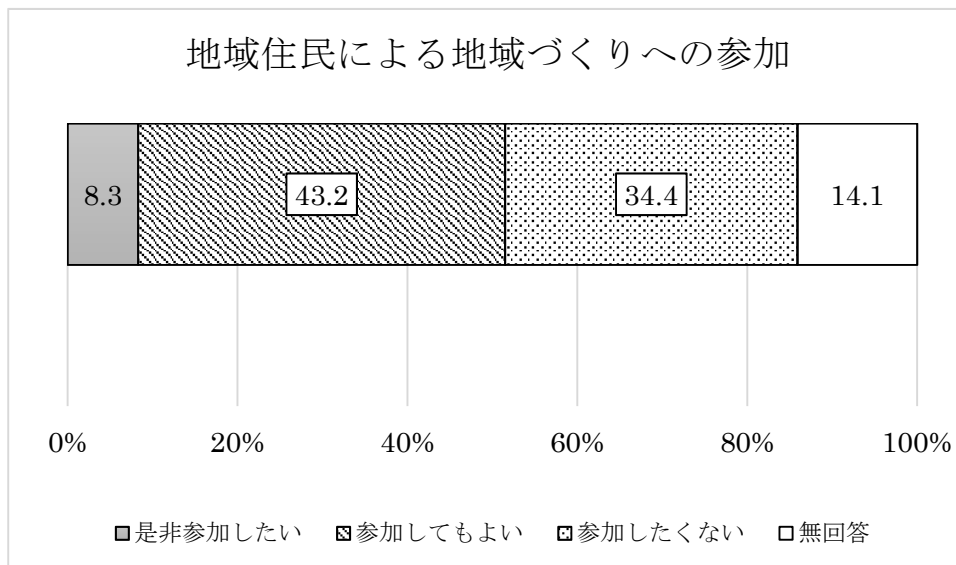
・(介護・介助の必要性) 75歳以上の28.1%は何らかの介護・介助が必要と回答しています。



・(介護・介助が必要となった原因)「骨折・転倒」が最も多く、次に高齢による衰弱となっています。



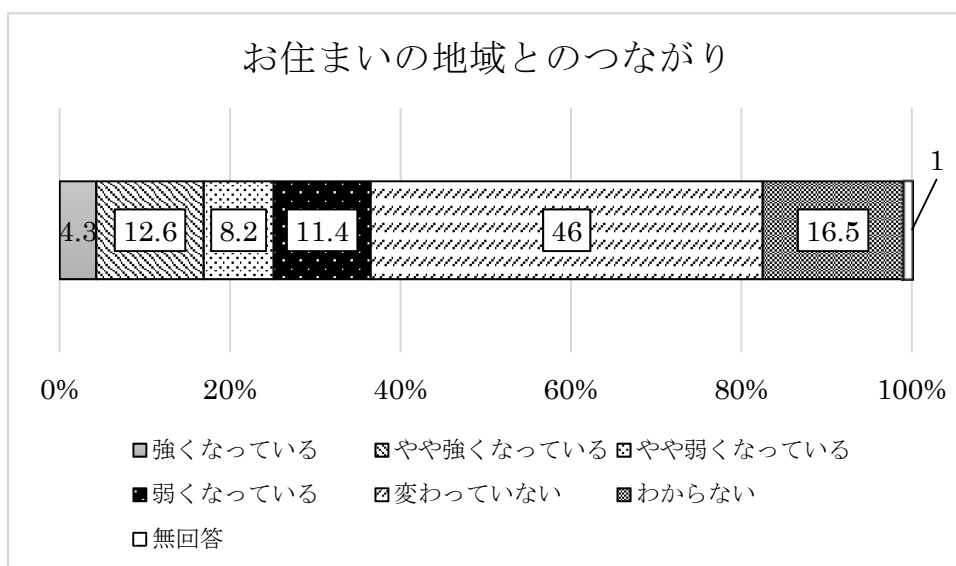
・(趣味の有無)「趣味あり」が66.7%、「思いつかない」22.7%となっています。



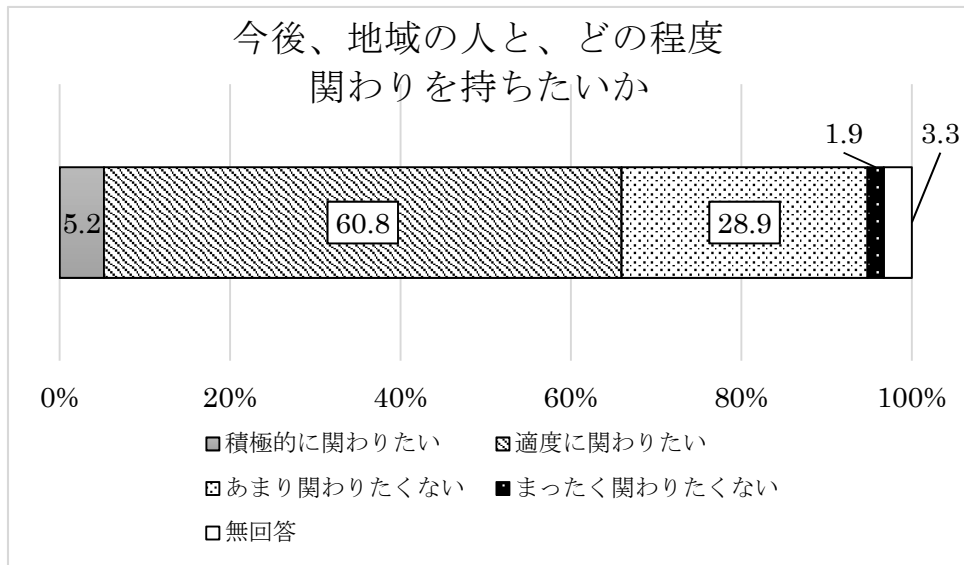
・(地域づくりへの参加) 地域住民による地域づくりへの参加は、51.5%の人が「是非参加したい・参加してもよい」と回答しています。

② お住まいの地域に関するアンケート調査

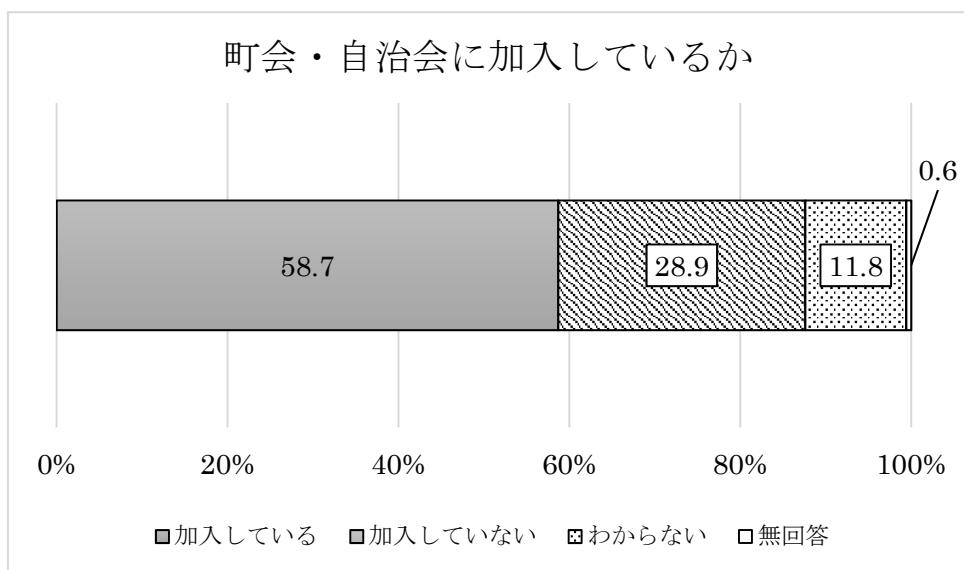
20歳以上の市民2,000世帯を対象、有効回収数969人、有効回収率48.5%



・(地域とのつながりについて) 以前と比べて「変わっていない」が46%となっていますが、「強くなっている・やや強くなっている」が16.9%、「弱くなっている・やや弱くなっている」が19.6%と弱くなっていると感じている割合の方が高くなっています。



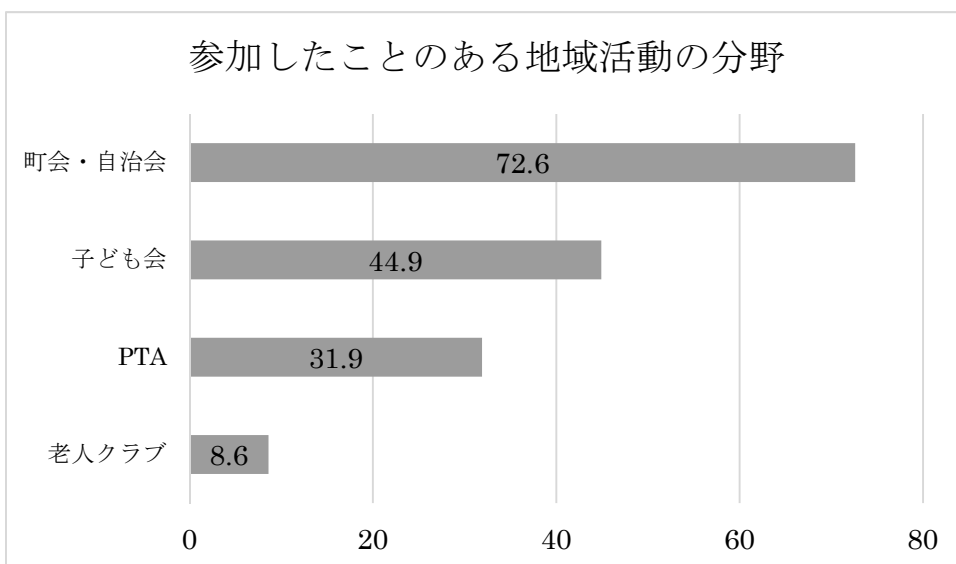
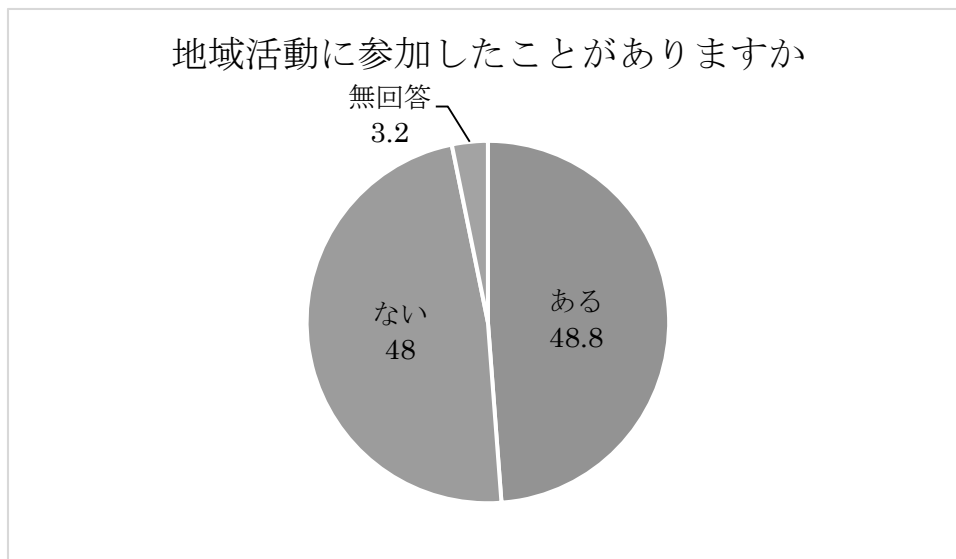
・(今後の地域の人との関わり)「積極的に関わりたい・適度に关わりたい」66%「まったく関わりたくない・あまり関わりたくない」30.8%となっていて、年代が高いほど「積極的に関わりたい」が高くなる傾向にありました。



・(町会・自治会への加入)「加入している」58.7%「加入していない」28.9%となっていて、年代が高い・居住年数が長いほど「加入している」が高くなっています。また、単身世帯では「加入していない」が53.6%を占めています。

③ 協働のまちづくりに関する市民意識調査

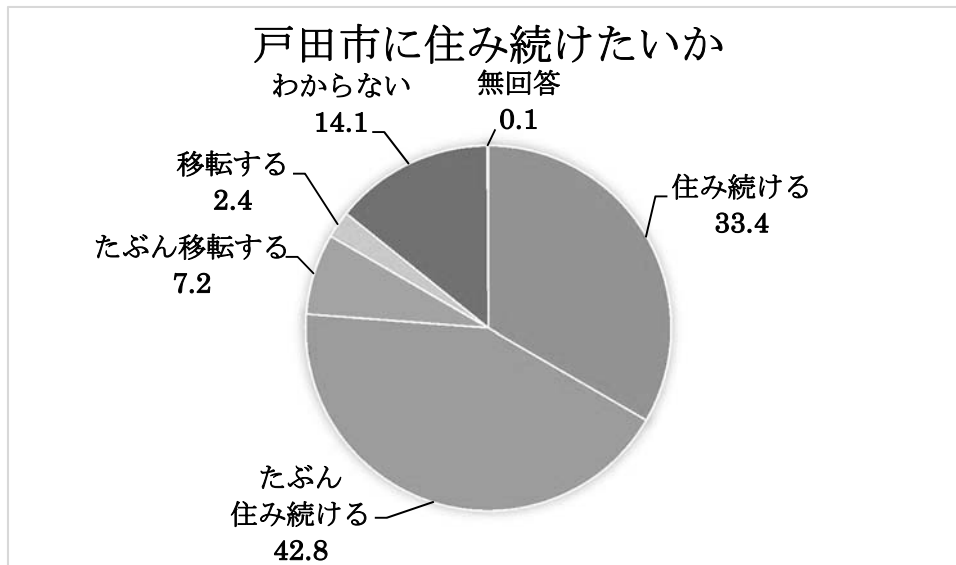
16歳以上の市民2,000世帯を対象、有効回収数785人、回収率39.3%



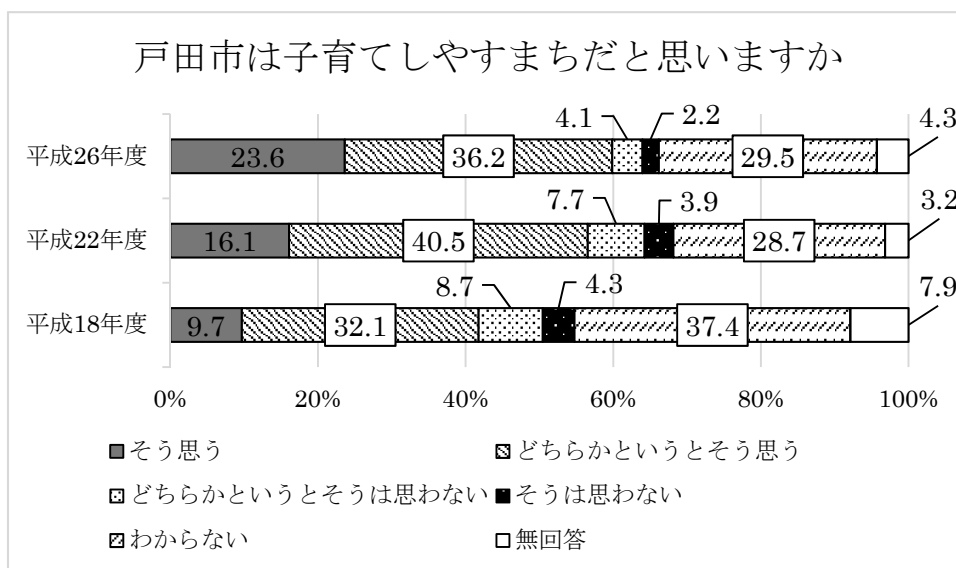
(地域活動への参加経験)「ある」48.8%、「ない」48%となっており、参加したことの地域活動は、「町会・自治会」72.6%「子ども会」44.9%「PTA」31.9%となっています。

④ 戸田市市民意識調査

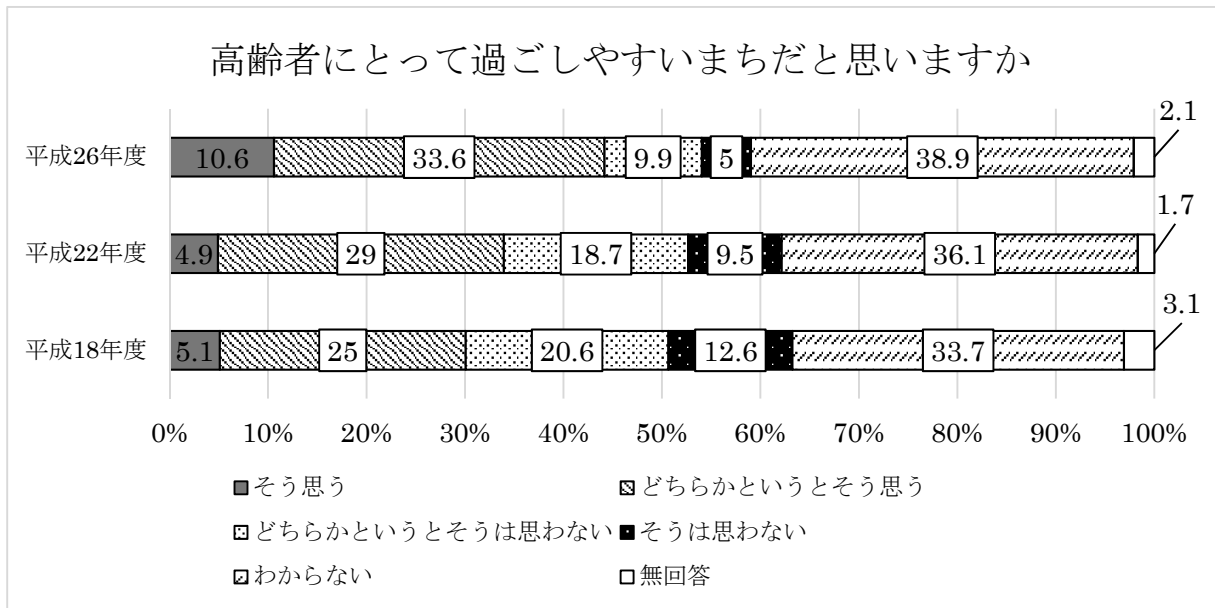
16歳以上の市民3,000人を対象、有効回収数1,317人、回収率43.9%



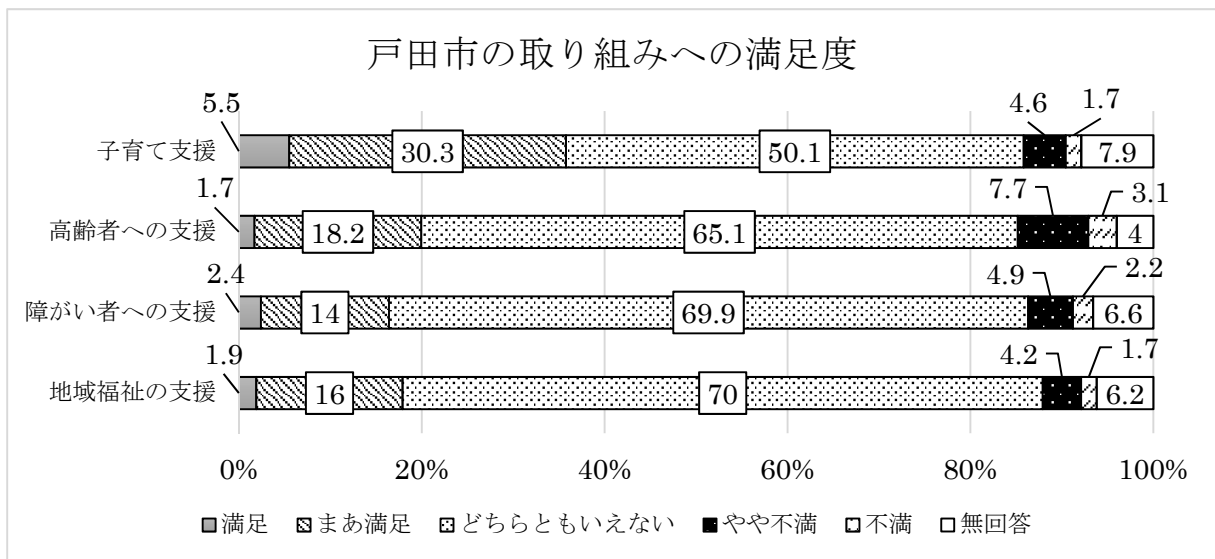
・(戸田市に住みたいか)「住み続ける(たぶん)」76.2%「移転する(たぶん)」9.6%となっています。



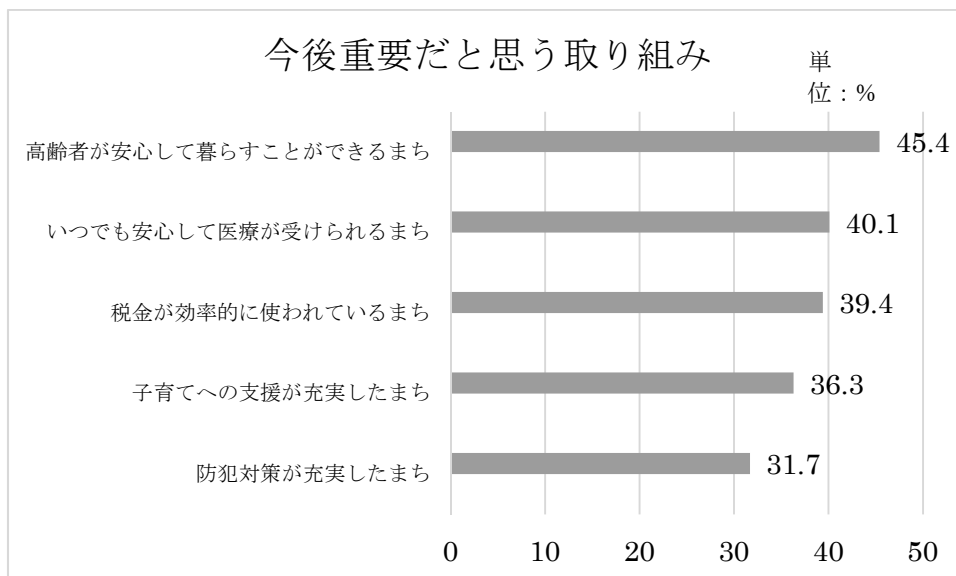
・(子育てのしやすさ)「そう思う(どちらかというと思う)」59.8%と平成22年度調査よりも3.2ポイント増えています。



・(高齢者にとって過ごしやすいまちだと思うか)「そう思う(どちらかという)」44.2%と平成22年度調査よりも10.3ポイント増えています。また「そうは思わない(どちらかという)」14.9%となっています。



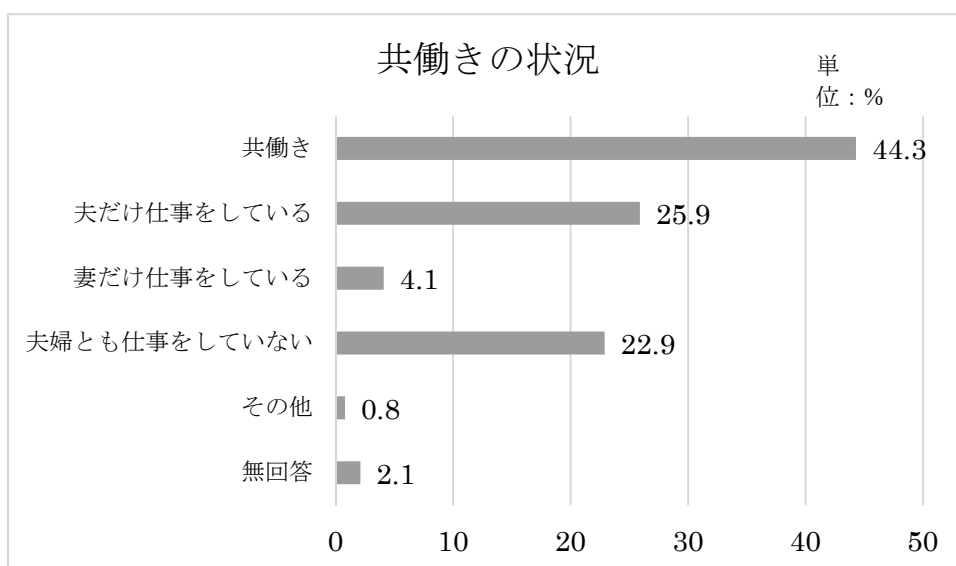
・(戸田市の取り組みへの満足度) 子育て支援に関する「満足」「まあ満足」の合計値35.8%と比較し、地域福祉の支援への「満足」「まあ満足」が17.9%と低くなっています。



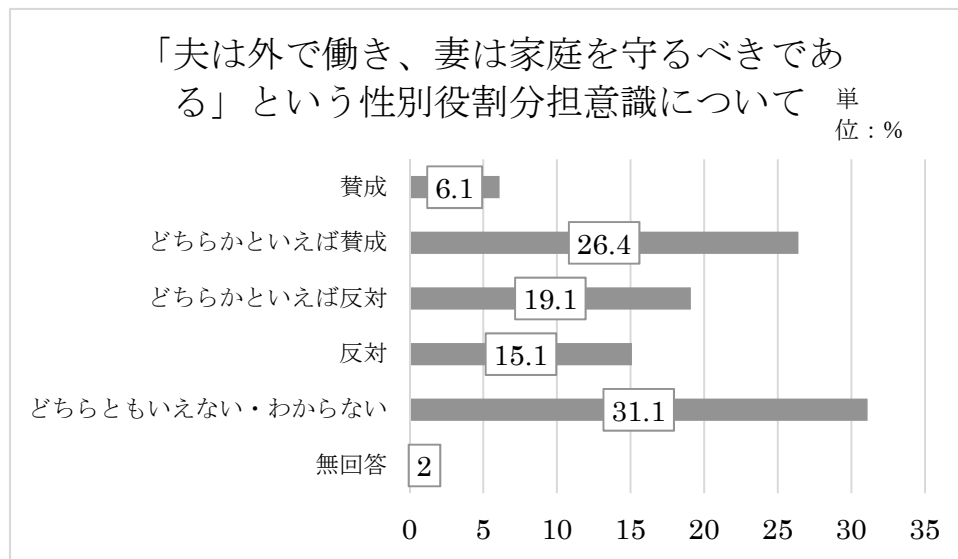
・(今後重要だと思う取り組み) は、「高齢者が安心して暮らすことができるまち」が最も多く、以下「いつでも安心して医療が受けられるまち」「税金が効率的に使われるまち」となっています。

⑤ 男女共同参画に関する市民意識調査

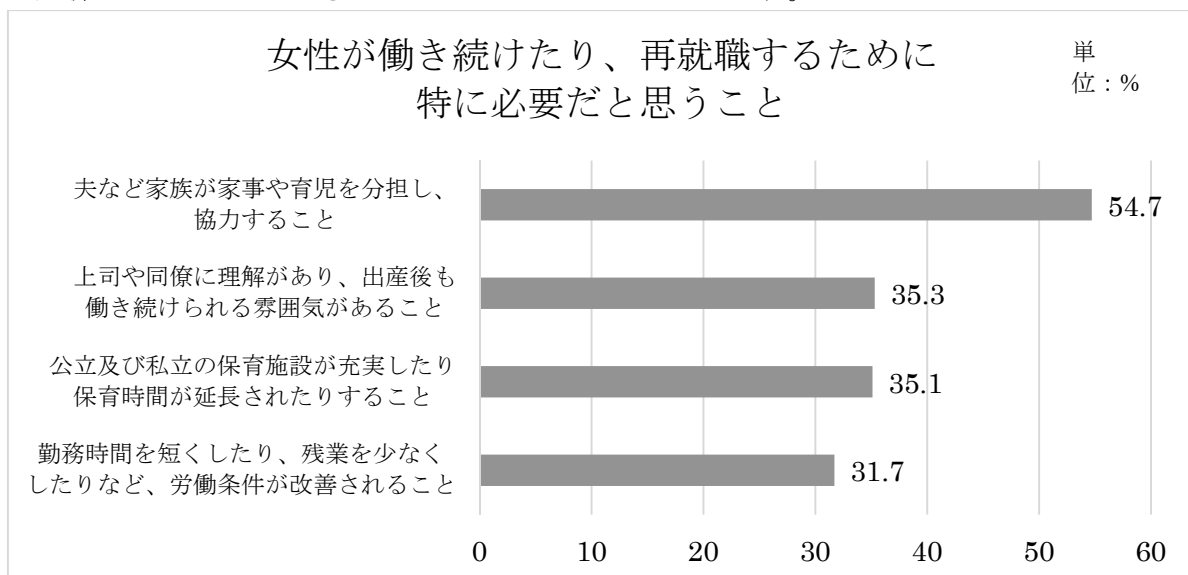
15歳以上の市民3,000人を対象、有効回収数1,124人、回収率37.5%



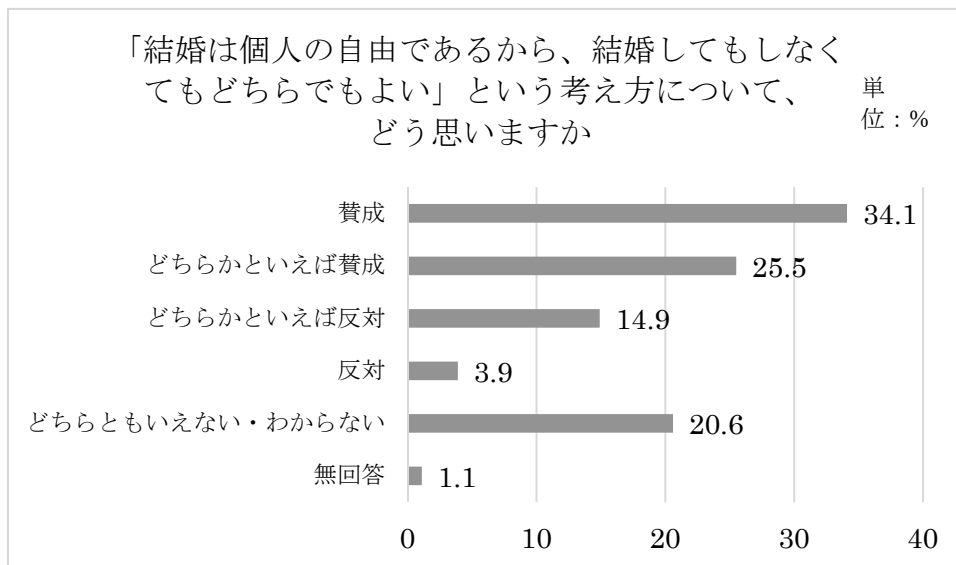
・(共働きの状況)「夫だけ仕事」「妻だけ仕事」の合計30.0%と比べ「共働き」44.3%と共働きの割合が高くなっています。



・（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に）肯定派 32.5% 否定派 34.2% どちらともいえない 31.1% となっています。



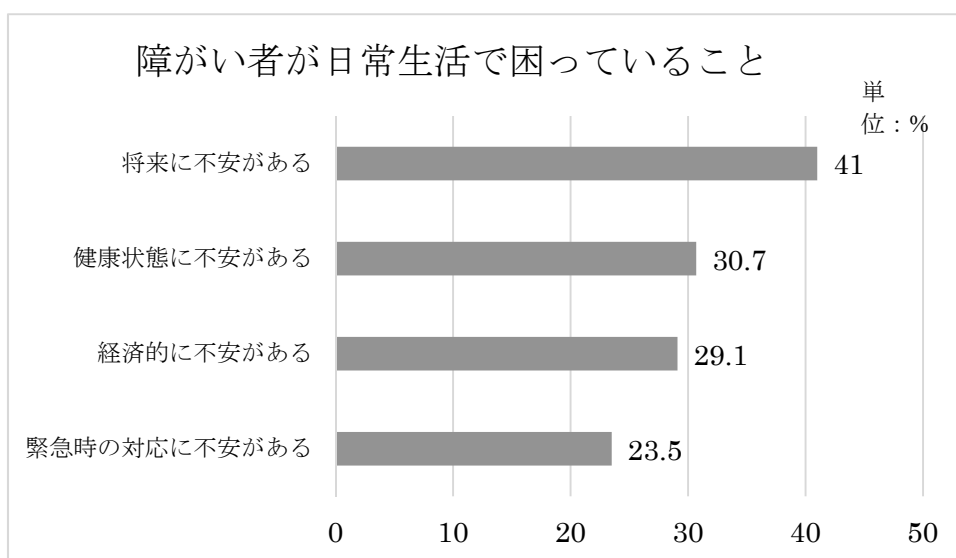
・（女性が働き続けたり、再就職するために特に必要だと思うこと）「夫など家族が家事や育児を分担」54.7% 「上司や同僚の理解」35.3% 「保育施設の充実・保育時間の延長」35.1% となっています。



・（「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方に）肯定派 59.6%、否定派 18.8%、どちらともいえない 20.6%となっていて、「結婚してもしなくてもどちらでもよい」が過半数を占めています。

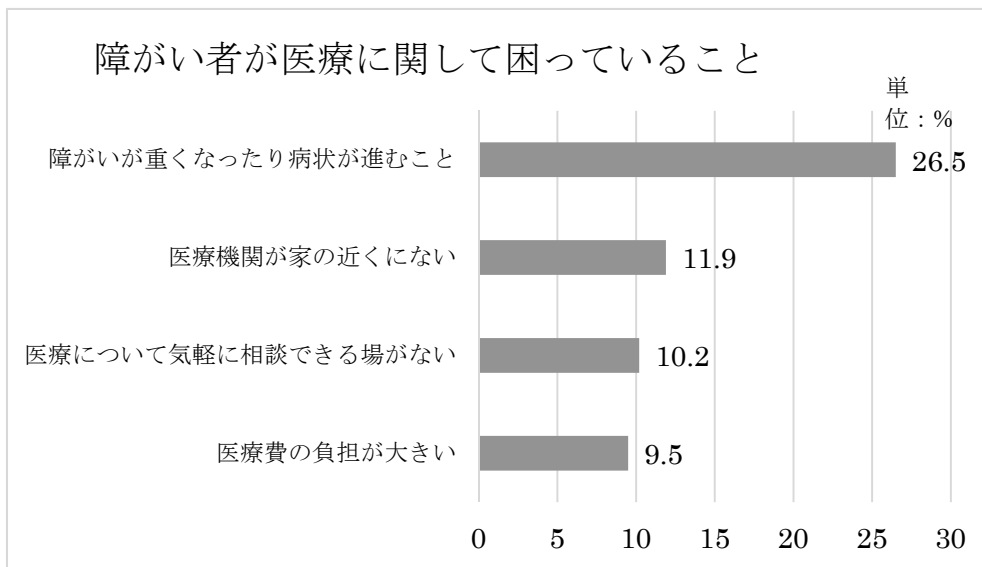
⑥ 障がい児・障がい者にかかる計画作成のためのアンケート

18歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方を対象、2,499人 有効回収率 46.3%



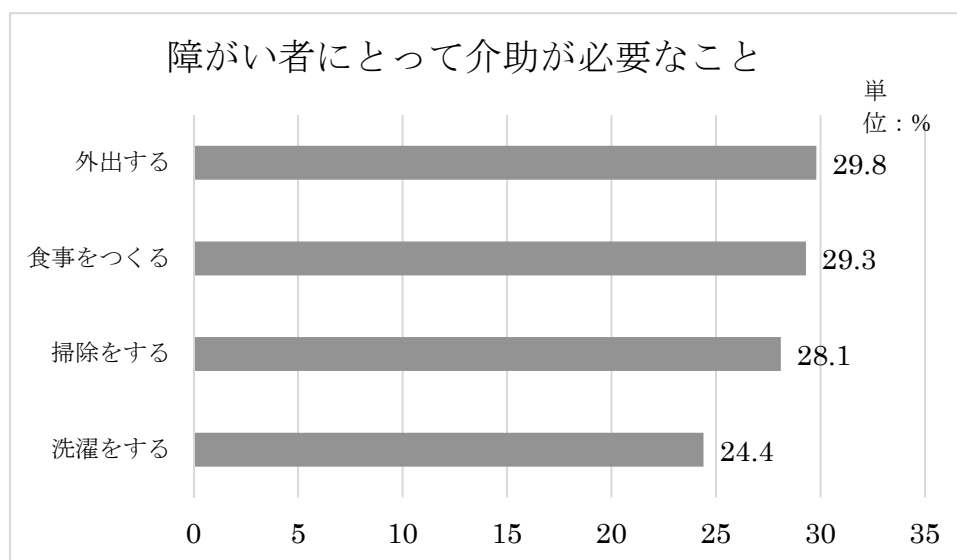
○日常生活で困っていること

「将来に不安がある」が41%と最も多く、次いで「健康状態に不安がある」が30.7%、「経済的に不安がある」が29.1%となっています。



○医療に関して困っていること

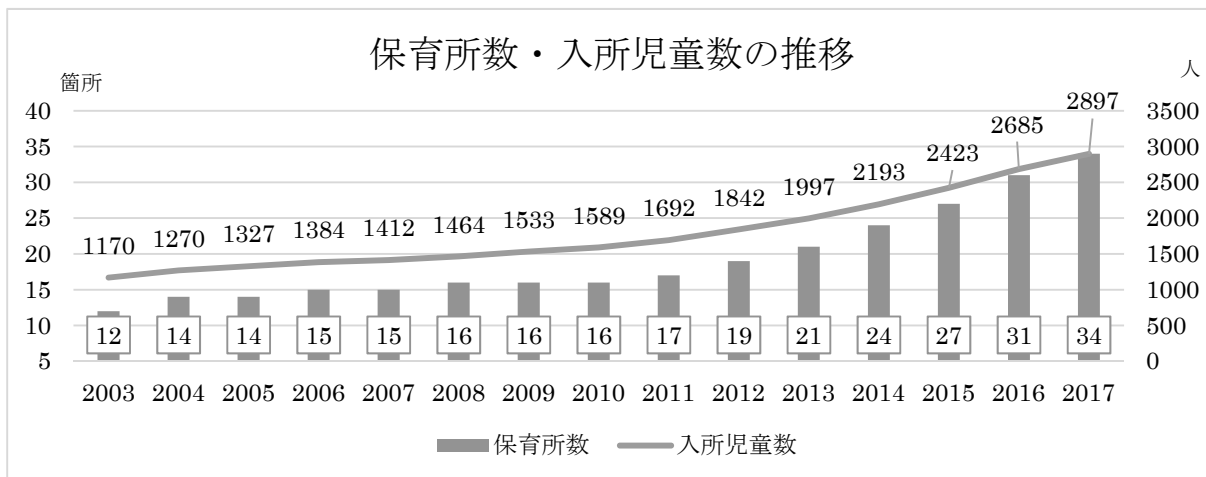
「障がいが重くなったり病状が進むこと」が 26.5%と最も多く、次いで「医療機関が家の近くにない」が 11.9%となっています。



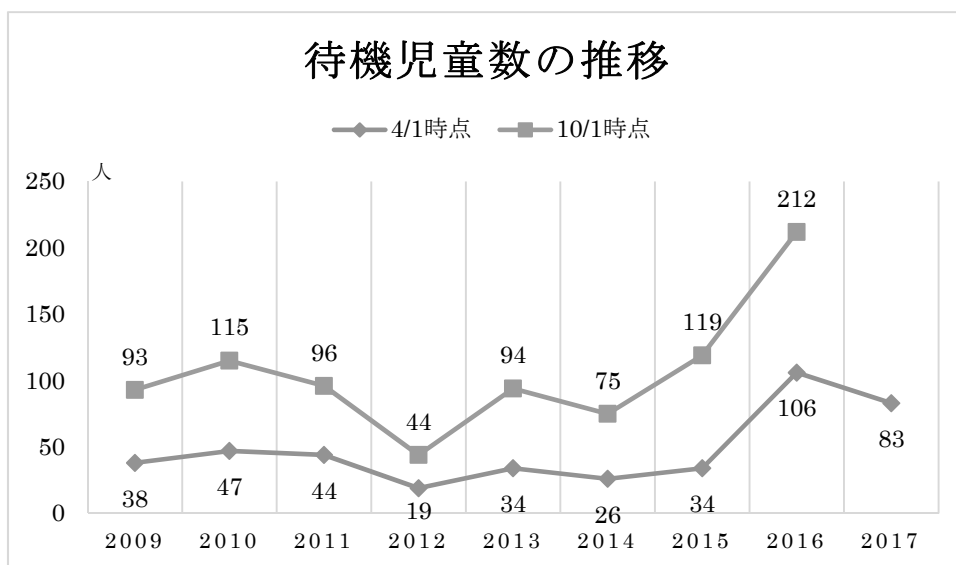
○介助が必要なこと

「外出する」が 29.8%と最も多く、次いで「食事を作る」が 29.3%、「掃除をする」が 28.1%となっています。

⑦ 保育所数・入所児童数と待機児童数の推移



・保育所入所児童は平成13年と比較し約2.5倍に。保育所数と入所児童数がともに増加傾向にあります。



・待機児童は、保育所が新たに毎年開所するものの、戸田市の人口増加及び共働き家庭の増加により増加傾向にあります。

2-5 地域福祉を取り巻く戸田市の現状

前述の人口・世帯の状況及び各種アンケート等により、戸田市の現状について次のとおり分析しました。

戸田市は人口増が続いており、現在埼玉県内で一番若いまちですが、今後急速に高齢化が進行することが予測されるほか、毎年約2万人が流出入していることから、今後高齢期を迎える層や地域に定着しづらい層などへのアプローチも引き続き重要となります。

また、障害者手帳所持者や介護を必要とする人が増え、さらに共働き世帯の増加等、市民のライフスタイルに変化が見られることから、公的サービスの充実に加え、地域の助けあい・支えあいで支援していく基盤づくりが重要となります。

現在の地域とのつながりについては、以前と変わらないという方もいるものの弱くなっている、希薄化していると感じている人も多くいることも見て取れます。しかしながら、関心がないのではなく、地域の人と関わりを持ちたいとは思っている人も多くいました。できるなら地域と関わりたいけれど関わり方が分からない人であることが推測されますので、地域に関わりやすくなるような仕組みやきっかけ作りが必要です。

■戸田市の現状



- 人口は増加。年少人口比が平成27年までは高齢化率よりも上回っており、県内一若い市。
- 毎年、約1万人の転入・9千人の転出があり、社会動態の動きが大きい。
- 要介護認定者や障害者手帳所持者、生活保護世帯等支援が必要な方が、増加傾向。

第3章 第4期計画の基本理念・将来像・基本施策

3-1 地域福祉の基本理念

本市においては、子育て中の世代が多く住むとともに、高齢者が増加してきており、地域活動やボランティア活動が活発になってきています。

だれもが安心して地域で暮らし続けられるとともに、より魅力のある生活が実現できるよう、「やわらかに響きあう ー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田一」を目標として、市民一人ひとりが自立しながら、お互いに地域で助けあえる地域社会づくりを目指します。

基本理念

やわらかに響きあう
ー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田一

「やわらかに響きあう」は、市民一人ひとりが地域住民として自覚と責任を持ち、自立しながら、お互いのプライバシーや尊厳を守り（認めあい）、交流し（話しあい）、支えあい、安心できる（ホッとする）福祉コミュニティの将来像をあらわしています。また、市、市民、事業者が対等な立場（認めあい）で情報や意見を交換し（話しあい）、連携をとりあって（支えあい）、福祉サービスの充実した（ホッとする）戸田市の将来像をあらわしています。この基本理念は第1期地域福祉計画から引き続き戸田市の目指すべき福祉の形として引き継がれています。

3-2 5年間のテーマ

第4期地域福祉計画は5年間で実施する事業となります。その期間に行う短期的なテーマを「地域共生社会の実現に向けて」と設定して取り組むこととしました。

現在国が提唱している「我が事・丸ごと」を実践していくことで「地域共生社会」へと近づいていきます。それは、個人の尊厳を尊重し、多様性を認めあうことで、住民主体の地域づくりを高めていくことです。戸田市もそんな社会を目指すべくこのテーマを設定しました。

3-3 基本施策

「やわらかに響きあう ー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田ー」の実現に向けて、次の3つの基本施策に取り組みます。

基本施策は、第3期地域福祉計画の成果を生かしつつ、新たな課題解決に向けた具体的な施策を展開し、また、戸田市社会福祉協議会との連携を明確にし、より実効性を持たせます。この施策は第3期地域福祉計画において設定したものと同様であり、戸田市が長期的な視点で地域福祉推進に取り組むことを象徴しています。

基本施策1 地域で支えあうまちづくり（市民主体）

活動を担う市民の育成、身近な地域活動の促進により、地域で支えあうまちづくりを目指します。

地域福祉の基本は互いを思いやり、支えあう意識にあります。相互扶助の意識を育み、人と人が関係する地域づくりを市民一人ひとりが行い、支援の必要な人との直接の交流を通じて互いを理解、尊重できるまちづくりを目指します。

基本施策2 福祉サービスの充実したまちづくり（行政主体）

市福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを上手に活用できる地域福祉の啓発を目指します。

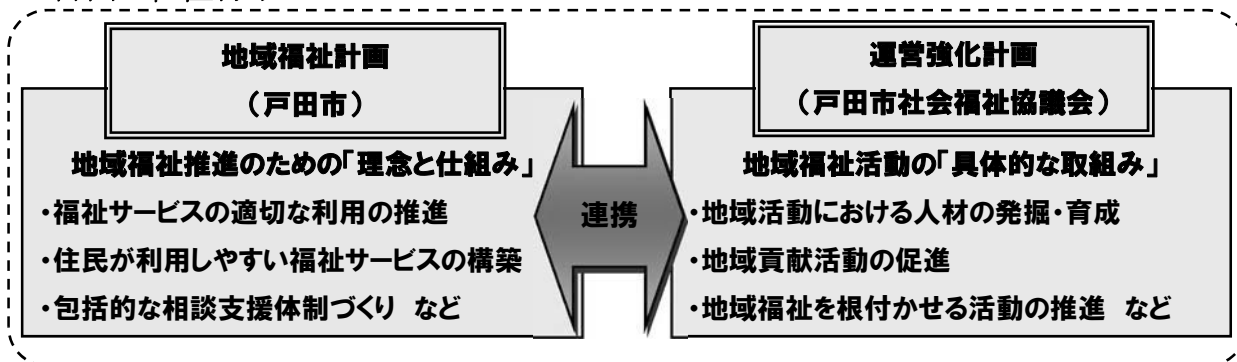
複合化する福祉に関するニーズに対応するため、「縦割り」から「丸ごと」のような市福祉サービスについて横断的に相談できる意識の共有体制づくりを図ります。また、近年インターネット活用の増加により福祉に関する情報取得機会は増加しましたが、複合的な課題を抱えたケースへの支援不足が叫ばれています。そこで多様化した福祉サービスの情報を上手に活用できるよう啓発し、市民の潜在したニーズの取りこぼしを防ぐよう推進します。

基本施策3 社会福祉協議会との連携（社協主体）

社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進を目指します。

「地域福祉計画」は地域福祉の「理念」と「仕組み」づくりに重点を置いた計画です。これに対して、戸田市社会福祉協議会が策定する「運営強化計画」は、「戸田市地域福祉計画」との整合性を図りながら、地域のネットワークづくりや住民の活動について、行政・社会福祉協議会・事業者や団体・市民が相互に協力し、地域福祉を推進するためにそれぞれの計画を定め、連携しながら取り組む必要があります。そのため、本計画は社会福祉協議会との連携を重視しており、「車の両輪」のような両計画の関係性を継続し、社会福祉協議会の体制を強化できるよう連携しながら計画の推進を図ります。

■計画の位置付け



3-4 施策の流れ

基本理念、基本施策を踏まえて、次のとおり施策の方向性を定めます。詳細については第4章において定義します。

■施策の流れ

基本理念	5年間のテーマ	基本施策	施策の方向性
やわらかに響きあうー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田ー <small>まち</small>	地域共生社会の実現に向けて	基本施策1 地域で 支えあう まちづくり	1-1 地域活動の担い手を掘り起こし、参画を進める 1-2 市民の支えあいによる安心な地域づくり
		基本施策2 福祉サービスの 充実した まちづくり	2-1 子ども・高齢者・障がい者、全ての人が福祉サービスを安心して利用できる環境の整備 2-2 地域包括ケアシステムの深化・推進 2-3 生活困窮者への支援 2-4 避難行動要支援者避難支援制度の実施
		基本施策3 社会福祉 協議会 との連携	3-1 社会福祉協議会の体制強化 3-2 ボランティア(NPO)等の市民団体の活動支援 3-3 社会福祉法人への支援体制の充実

第4章 施策の方向性

第4章では、設定した基本施策について、その目指すすがたと方向性について定義します。また、計画に盛り込まなければならないと定められた事項については、既に実施中の施策を記載し、更なる推進を図ります。

基本施策1 地域で支えあうまちづくり（市民主体）

【目指すすがた】

活動を担う市民の育成、身近な地域活動の促進により、地域で支えあうまちづくりを目指します。

【施策の方向性】

1-1 地域活動の担い手を掘り起こし、参画を進める

地域福祉を含めて地域活動には担い手が不可欠です。またどんな活動にも中心となるリーダーの有無が円滑な地域活動に繋がります。地域福祉の担い手となれる人材を確保するためにも、地域福祉に目を向け、その他の地域活動に尽力いただいているリーダーが地域福祉活動にも参画し実施していく。また、新たに地域活動を行いたいと考えている人々が積極的に活動に参加し、最終的に継続的な活動の担い手となっていただくことが重要です。

市民主体として考えられる取組み例

- ・それぞれの組織のリーダー同士でつながり、組織交流の輪を広げる。
- ・地域の人の特技を知り、新たな活動のきっかけとする。
- ・気になる活動に積極的に参加する。

行政側・社協側からの考えられる取組み例

- ・子どもから高齢者までの多世代が交流できる居場所や活動の拠点を作る。
- ・ボランティア・NPO等の育成と活動を支援する。
- ・介護予防ボランティアの育成・一般介護予防事業を実施する。

1-2 市民の支えあいによる安心な地域づくり

地域での活動はボランティアやNPOに参加しての活動だけでなく、日頃の近所付き合いから行うことができます。身近な地域の中で、日常生活上の不安や悩み事などについての相談や支援を安心して受けることができるよう、身近に困っている人がいたら寄り添い、必要に応じて相談機関に知らせましょう。また、自ら困っていることや手助けしてほしいことを周りの人に声を伝えて手助けしてもらえらる状況づくりに取り組みましょう。

市民主体として考えられる取組み例

- ・積極的に近所の人と挨拶する。
- ・町会（自治会）長や民生委員・児童委員の顔を知り、どんな活動を行っているか知る。
- ・気軽なお茶飲み等を通じた地域の輪を広げる。

行政側・社協側からの考えられる取組み例

- ・地区担当保健師や民生委員・児童委員、社会福祉協議会の地区担当などによる地域における活動を充実させる。
- ・生活支援コーディネーター*の活動促進とCSW（コミュニティソーシャルワーカー）*の配置を検討する。
- ・災害ボランティアセンター設置のための環境を整備する。

基本施策 2 福祉サービスの充実したまちづくり（行政主体）

【目指すすがた】

市福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを上手に利用できる地域福祉の啓発を目指します。

【施策の方向性】

2-1 子ども・高齢者・障がい者、全ての人が福祉サービスを安心して利用できる環境の整備

これまで、本市は福祉サービスの充実に努めてきましたが、さらなる充実に取り組みます。今般、「支え手」「受け手」の一方的な関係ではなく地域の住民があらゆる役割を持って自らが活躍できる分野で活動を行う地域共生社会の実現に向けて、サービスの質・量の拡大を図ることも含めて支援体制の充実を図ります。

行政主体として考えられる取組み例

・総合的な相談支援体制の充実を図る。

→相談窓口の職員のネットワークにより、複合化する問題に対応できる体制を整備します。また、「どこに相談したら良いかわからない」という場合でも適切な相談につなげられるよう、相談機関の情報提供と共に窓口の連携強化を行います。また、CSWの設置について関係機関と検討します。

・ライフステージを通じた切れ目のない支援を行う。

→核家族化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、地域の中で孤立するケースが見られます。第三者が積極的に関わることで、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を行います。

市民の考えられる取組み例

・広報やホームページなどで、各種サービスや相談窓口についての情報を得る。

・身近なところで支援が必要な人を見かけたら、相談窓口などを案内する。

2-2 地域包括ケアシステムの深化・推進

これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の基盤整備を行ってきました。今後も地域福祉の推進の理念をふまえ、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域課題の解決に向け、住民や福祉関係者等、関係機関との連携を図りながら対応していきます。また、地域包括ケアシステムの更なる進化・推進に向けて、在宅医療・介護の連携や認知症対策、介護予防・生活支援サービスの提供といった取組みの推進も求められています。地域包括ケアシステムがより地域に根付くよう、多くの住民・関係機関と連携を図ることで、高齢者だけでなく、障がいのある方も含めて、すべての住民が対象となった仕組みとなるよう事業を推進していきます。

行政主体として考えられる取組み例

・地域包括支援センター*の機能強化を図る。

→平成29年4月1日に「新曽地域包括支援センター」を開設したことにより、現在、市内4カ所に地域包括支援センターを設置しています。今後も高齢者の相談窓口として、また、関係機関や地域との連携を進める中心的な存在として機能強化を図っていきます。

・地域の実情に応じた課題の把握を行い、地域における福祉活動を支援する。

→地域の特性に応じた課題解決のため、地域包括支援センター等が住民と連携を図りながら福祉活動の支援を行います。

市民の考えられる取組み例

・介護予防に取り組む。

・かかりつけ医を持つ。

・高齢者の保健・医療・福祉に関する総合相談窓口として地域包括支援センターを活用する。

2-3 生活困窮者への支援

生活困窮者*を早期に把握し、様々な原因を抱える対象者に合った形で、生活保護に至る前段階から包括的に自立支援を実施します。また、生活困窮者に対する支援は、一時的な支援で終わるのではなく、継続的な支援を行っていくことが肝心となります。そのために、社会福祉法人や民間事業者、NPO等の関係機関と連携し、生活困窮者の自立を促すとともに生活が安定するよう一体的に支援していきます。

行政主体による取組み例

- ・生活困窮者を早期に把握する。

→地域包括支援センター等との連携を強化し、地域からの生活困窮者に関する情報を把握します。また、行政間においては、「戸田市生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議」や「戸田市生活困窮者自立相談事業支援調整会議」を定期的を開催し、行政間の連携を強化していきます。

- ・生活困窮者へ包括的な支援を実施する。

→平成27年度から生活困窮者自立支援制度が開始され、生活困窮者が失業等による経済的な課題だけでなく、心身の不調、就労に関する知識や経験の不足、家計管理方法や家族の問題など、複合的に課題を抱えていることが少なくありません。生活自立相談センター*では、生活困窮者が持つこうした複合的な課題を整理し、包括的な支援を実施していきます。

- ・生活の安定に向けた継続的な支援を実施する。

→生活困窮者への支援では、本人の状況に合わせた支援が肝心となります。日常生活の安定から始まり、経済的な安定までをハローワーク等関係機関との連携や無料職業紹介事業の活用により、生活困窮者の状況に合った就労支援を展開し、自立に向けた継続的な支援を実施していきます。

市民の考えられる取組み例

- ・地域のSOSを見逃さず、相談相手になったり、公的機関に繋げる。

- ・ひとりで悩まずに生活自立相談センターに相談する。

2-4 避難行動要支援者*避難支援制度の実施

一人で避難が困難な高齢者や障がい者等の被害軽減を目的とした、「戸田市避難行動要支援者避難支援制度」に基づき、氏名や身体状況などを記載した「個別計画」を関係機関に提供しています。今後も制度継続、市民への周知を行います。

行政主体による取組み例

- ・戸田市避難行動要支援者避難支援制度の周知を行う。
→大規模災害発生時における避難対策として策定した制度の周知を行い、災害の犠牲になる方を少なくするよう努めます。
- ・関係機関に「個別計画」を提供し、有事に備える。
→避難支援の関係者である自主防災会、消防、警察などの関係機関に個別計画を提供し、災害発生時の避難支援や安否確認ができるようにします。

市民の考えられる取組み例

- ・日頃から情報収集を積極的に行う。
- ・防災訓練に積極的に参加する。

基本施策3 社会福祉協議会との連携（社協主体）

【目指すすがた】

社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進を目指します。

【施策の方向性】

3-1 社会福祉協議会の体制強化

戸田市社会福祉協議会（社協）は地域の具体的な福祉活動を支援していく立場にあります。多様化している多くのニーズに応えるには社協単独での活動にも限界があります。社協のみが活動を実施するのではなく、市民が活動を行える仕組みづくりや仕掛けづくりに取り組むためにも、社協が市民活動の導き手となれるよう体制づくりを行うことが必要です。

社協主体として考えられる取組み例

- ・社会福祉協議会の運営基盤の強化を図る。
→戸田市社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する営利を目的としない社会福祉法人です。一方で活動財源や人員の確保を行い、運営基盤を強化し、今後も安定した法人運営を行っていきます。
- ・支部活動の活性化を行う。
→町会・自治会ごとに設置された支部活動への積極的な支援を行います。

市民の考えられる取組み例

- ・社会福祉協議会の活動を知る。
- ・支部活動に積極的に参加する。

3-2 ボランティア（NPO）等の市民活動支援

高齢者のみの世帯の増加をはじめ、地域で支援が必要と思われる人の割合が増加しています。今後も増え続ける要支援者に対応するため、民生委員・児童委員だけに頼らず、より身近な地域で助けあえる取り組みとして、ボランティア団体や市民活動団体の活性化を図る、取り組みを実施します。

社協主体として考えられる取り組み例

・ボランティア活動の推進を行う。

→戸田市ボランティアセンターを活用し、身近な地域で助け合えるような取り組みやボランティアの育成支援を行っていきます。

・新たなNPO法人への参入・参画支援を行う。

→戸田市ボランティア・市民活動支援センター（TOMATO）を活用し、市民活動支援に必要な新たな団体の誘致や参画支援を行います。

市民の考えられる取り組み例

・近所の人を助ける身近なボランティア＝助けあいを行う。

・イベントやボランティア活動に参加する。

3-3 社会福祉法人への支援体制の充実

社会福祉法人の制度改革において、社会福祉法改正により経営組織の見直し等が行われました。その中で社会福祉協議会に期待される取り組みとして社会福祉法人の適正な運営に識見を有する人材情報を提供することや社会福祉法人に対して積極的な関わりを期待されています。今後市内の社会福祉法人の模範として、多くの法人の適正な運営に対する支援が期待されます。

社協主体として考えられる取組み例

- 社会福祉法人への相談機能を持つ。

→社会福祉法人の役員や評議員選出に際し、地域の人材を推薦するなど、運営相談に対して適切に対応できるよう取り組みます。

- 地域協議会の整備を行う。

→社会福祉法人が再投下可能な財産（社会福祉充実残高）を活用して地域公益事業を行う場合、地域のニーズを的確に反映するため法人が公正な意見聴取を行うことが必要です。このため地域協議会の体制づくりを行います。

第5章 地域福祉推進体制の整備

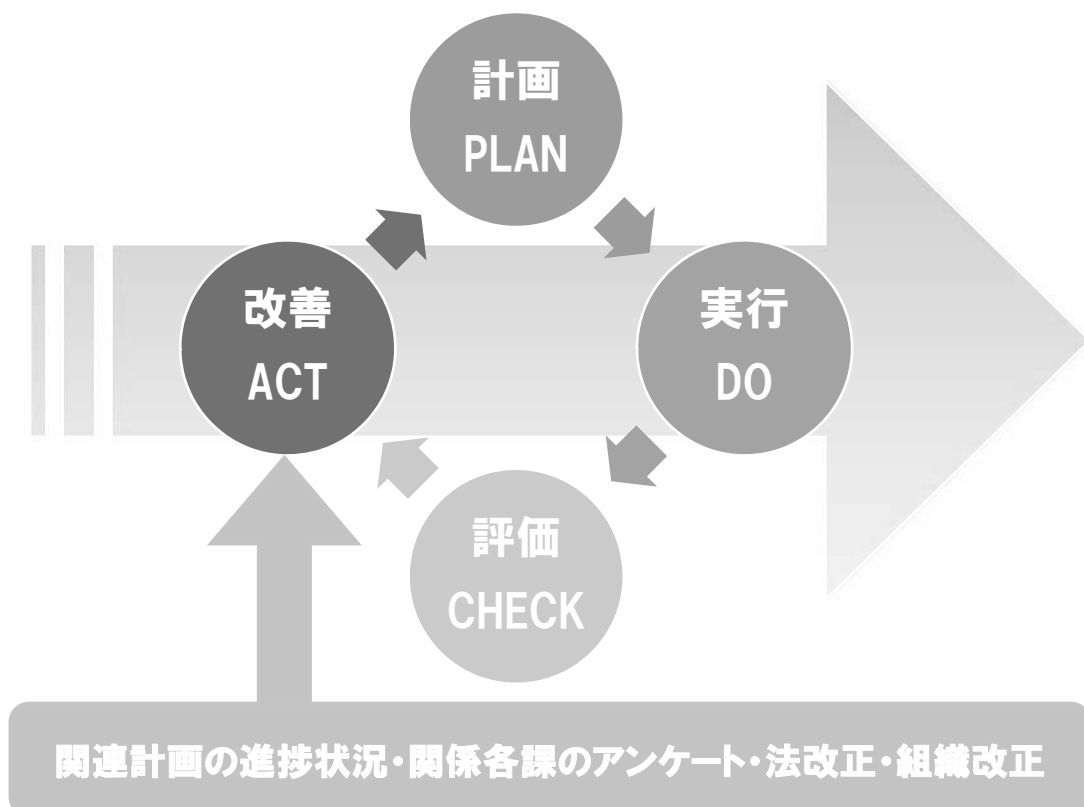
地域福祉の推進に向けて、推進体制の整備を図り、市民、市、社協、民生委員・児童委員、市民活動団体などの役割分担を明確にしながら、パートナーシップによる地域福祉の推進を図ります。

5-1 計画の進捗管理・評価体制と実行性の確保

地域福祉の推進に向けて「戸田市福祉施策審議会」により計画の進捗状況を定期的にチェックし、成果を評価しながら計画の推進を図ります。

計画の推進にあたっては、関連計画の進捗状況や関係各課のアンケート等の結果、法改正といった変化に対応するためPDCAサイクルを活用し、計画の見直しや新たな事業の検討を継続的に実施します。

■計画の推進に対応するためのPDCAサイクル



5-2 目標設定

3つの主体によるそれぞれの施策に関して、1つずつ大きな枠組みでの目標を設定し、進捗管理を実施します。

■各主体による目標達成に向けての進捗管理

主体先	目標	進捗管理方法
市民	地域活動への参画 支え合いによる地域づくり	市民に対する意識調査による進捗管理 (調査方法は今後検討)
行政	総合的な相談支援体制	総合的な相談支援体制の確立
社協	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会運営強化計画による進 捗管理

資料編

資料1 戸田市福祉施策審議会条例

平成15年3月31日

条例第6号

改正 平成17年3月30日条例第5号

(設置)

第1条 市の社会福祉に関する事項を審議するため、戸田市福祉施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福祉施策に関する事項を調査審議し、答申する。

(資料提出の要求等)

第3条 審議会は、前条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉について識見を有する者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、第2項第1号に掲げる者は、連続して2期を超えてはならない。

5 審議会に、特別の事項を扱うため必要があるときは、部会を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議公開の原則)

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき、又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料2 戸田市福祉施策審議会委員名簿

No	氏名	選任区分		選出団体等
1	小森 昌樹	1号委員	公募による市民	市民公募
2	西内 恵美子	1号委員	公募による市民	市民公募
3	茂呂 理絵	1号委員	公募による市民	市民公募
4	田嶋 英行	2号委員	社会福祉に識見を有する者	文京学院大学
5	野口 昌也	2号委員	社会福祉に識見を有する者	戸田市薬剤師会
6	早船 正彦	2号委員	社会福祉に識見を有する者	蕨戸田歯科医師会
7	河野 本生	2号委員	社会福祉に識見を有する者	蕨戸田市医師会
8	磯部 恒子	2号委員	社会福祉に識見を有する者	戸田市民生委員・児童委員協議会
9	細渕 栄二	3号委員	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
10	三谷 知弘	3号委員	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
11	松山 由紀	4号委員	市長が必要と認める者	市職員

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日、敬称略

資料3 用語解説

地域包括ケアシステム

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等を関係者が協力して、一体的に切れ目なく提供するための仕組み。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

〔平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部〕

我が事丸ごとの地域づくり

「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。

「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。

〔平成29年3月2日厚生労働省社会・援護局主管課長会議資料を参考〕

包括的な支援体制

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。

〔平成29年12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」〕

パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し、広く市民の意見を求めること。

NPO

Non Profit Organization の略。多様な分野において、利潤を上げることが目的としない活動を行う団体。

高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの脳機能の障がいのこと。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できなかったりすることもある。精神障がいに分類され、精神障害者保健福祉手帳の対象となっている。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的に支援する人又は適切な専門機関につなぐ人。（地域福祉コーディネーターなどともいう。）

生活支援コーディネーター

地域をより良くしていくために、地域の様々な活動を繋げ、組み合わせ、調整役を担う人。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために保健医療の向上や福祉の増進など包括的な援助を行う事業所。

避難行動要支援者

災害が発生した時、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の支援が必要な人。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。（生活困窮者自立支援法第2条）

生活自立相談センター

経済的な問題だけでなく、心の問題、家庭の問題、健康上の問題など様々な課題を抱えた方の無料相談窓口。

第4期戸田市地域福祉計画

やわらかに響きあう ～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田^{まち}～

発行年月：平成30年3月

発行：戸田市 福祉部 福祉総務課

〒355-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話 048(441)1800（代表） Fax 048(441)1977

ホームページ：URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>